

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在の会社Bに雇用され、機械工として鉄工業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、原動機付自転車で出勤途中、車道へ飛び出してきた自転車を避けようとして転倒し、受傷したという。

請求人は、同年〇月〇日Cクリニックに受診し、「右膝内側半月板損傷の疑い、右膝後十字靭帯損傷」と診断され、その後、複数の医療機関に受診し、療養を継続した結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後障害が残存するとして、監督署長に障害給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第12級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に残存する障害の程度は、請求人の主張及び医証から判断して、決定書理由第2の2の(2)ア及びイに説示するとおりであり、右膝関節の機能障害について、「1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの」として障害等級第12級の7に該当し、右膝部の疼痛については、「局部に神経症状を残すもの」として障害等級第14級の9に該当する。「判断の要件」として引用した「障害等級認定基準」(昭和50年9月30日付け基発第565号。以下「認定基準」という。)では「一の身体障害に他の身体障害が通常派生する関係にある場合は、いずれか上位の等級をもって当該障害の等級とする」とされていることから、当審査会としても、請求人に残存する右膝部の障害の程度は、障害等級併合第12級と判断する。

(2) 請求人は、膝の硬性補装具の支給申請が認められたことを理由に、監督署長の等級認定は誤りである旨主張している。

認定基準では、下肢の動揺関節について、硬性補装具の必要の状況に応じ、障害等級第8級ないし第12級の等級を認定することとされている。しかしながら、D医師は平成〇年〇月〇日付けの症状所見書において、また、E医師は同年〇月〇日付け意見書において、それぞれ請求人の膝関節における動揺関節の存在を否定しており、当審査会としても、上記の両医師の意見は妥当であると考えことから、請求人の主張は認められない。

なお、請求人は、労災保険法第29条に基づく社会復帰促進等事業により硬性

補装具を支給されたものであり、その支給によって、障害等級の評価に影響を及ぼすものではない。

- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。